

## 掛川市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により掛川市森林整備計画をたてるので、同条第7項において読み替えて準用する同法第6条第1項の規定により公告し、当該計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、掛川市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、掛川市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成31年3月1日

掛川市長 松井三郎

### 1 縦覧期間

平成31年3月1日から平成31年3月15日まで

### 2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所環境経済部農林課

### 3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで